

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則

(消防課) 二二七

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
道路の供用開始

(税務課) 二二八
(道路維持課) 二二八

公示

落札者等に関する公示
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
土地改良区の合併認可
揖斐都市計画道路事業の周知
平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
土地改良区清算人の退任

(情報企画課) 二二九
(商業・金融課) 二二九
(農地整備課) 一三一
(都市整備課) 一三一
(建築指導課) 一三一
(恵那農林事務所) 一三三

規則

第三千二百十九号
平成三十一年三月八日

(金曜日)

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県消防表彰規則(昭和三十三年岐阜県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次に」を「次に」に改め、同項第四号中「竿頭綬」を「竿頭綬」に改め、同条第三項中「知事旗竿頭綬」を「知事旗竿頭綬」に改め、同条第五項中「竿頭綬」を「竿頭綬」に、「前項」を「前項の消防機関」に改め、同条第七項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「防ぎよ」を「防御」に、「成績」を「成績」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第九項中「消防職員等として前項」を「前項に規定する消防職員等」に、「もの」を「消防職員等」に改め、同条第十項中「第七項に」の下に「規定する消防職員等」を加える。

第四条中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)(別表第三)を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成十八年総務省令第百十号。以下「省令」という。)(別表第二)に改める。

第五条第三項中「政令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)」に改める。

第十条中「知事旗竿頭綬」を「知事旗竿頭綬」に、「竿頭綬」を「竿頭綬」に、

「別表三」を「別表第三」に改める。
 別表第三第二の表中「知事旗竿頭綬」を「知事旗竿頭綬」に、「モール刺しゆつ」を「刺しゆつ」に、「真鍮板」を「真鍮板」に改め、別表第三第四の表中「竿頭綬」を「竿頭綬」に、「まじり刺しゆつ」を「刺しゆつ」に改める。
 別記第一号様式中「啓書封書留綴」を「啓書封書留綴」に、「封書留綴」を「封書留綴」に改める。
 別記第五号様式中「命令留附簿」を「命令留附簿」に改める。
 附則
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社飯沼石油店	飯沼 啓勝	各務原市鷺沼各務原町一丁目一五五番地	平成三一・一・三一

岐阜県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	槍ヶ岳線	高山市奥飛騨温泉郷神坂字保木平二番六地先地内	二四・五	平成三〇・三・八	平成三〇・四・六

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町天生字丸尾三八五番四三三地先地内	二三・〇	平成三〇・三・八	平成三〇・三・一六

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量

- (1) 電子複写機（白黒）複写料の単価契約 155台
- (2) 電子複写機（カラー）複写料の単価契約 15台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年1月4日

4 落札者を決定した日 平成31年2月15日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市西荘四丁目7番5号
日東事務機株式会社
代表取締役 村瀬 浩宏

6 落札金額 153,266,526円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年二月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス長松店

大垣市長松町字小柳二二五八番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ドラッグコスモス長松店
（変更後）ドラッグコスモス長松店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年二月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス竹鼻店

羽島市竹鼻町狐穴二四八 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス竹鼻店

(変更後) ドラッグコスモス竹鼻店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し

見書を提出することができる。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年二月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

大和リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス高富店

山県市大字高富字井戸尻二五〇番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス高富店

(変更後) ドラッグコスモス高富店

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年三月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し見書を提出することができる。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年二月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス系賣店

本巢市三橋五丁目一八番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ドラッグコスモス系賣店

(変更後) ドラッグコスモス系賣店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

土地改良区の合併認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区名	合併により解散する土地改良区名	認可年月日
揖東土地改良区	西郡井水土地改良区 揖東井水土地改良区	平成三一・三・一

揖斐都市計画道路事業の周知

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により都市計画道路

事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

揖斐都市計画道路事業

三・四・三号 大野揖斐川線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県岐阜市南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成三十一年七月七日(日) 午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成三十一年九月十五日(日) 午前十一時から午後四時まで
2 木造建築士試験

学科の試験

平成三十一年七月二十八日(日) 午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成三十一年十月十三日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

木造建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

(1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受けたことがある者のうち、受験しよつとする試験に係る受験票又は可否の通知書が受験申込書に貼付されているもの

(2) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が受験申込書に添付されているもの

(一) 受験申込受付期間

平成三十一年四月一日(月) から同月十五日(月) まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町三 六紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成三十一年四月八日(月) から同月十五日(月) まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaenic.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成三十一年四月十八日(木) から同月二十二日(月) まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市藪田南五丁目一四番五三号 OKBふれあい会館

(二) 受験申込書の提出

受験申込書は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十九年又は平成三十年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成三十一年十二月五日(木) の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成三十一年八月二十七日(火)に、木造建築士は同年九月十日(火)に発表の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十一年六月十二日(水) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaenic.or.jp/>) において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（業務第一課）（電話番号〇三三六二六一三三三〇）にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五二二六一六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八二二五九三六一）に問い合わせてください。

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区	氏名	退任年月日	住所
山岡町土地改良区	市川輝男	平成三〇・一・二四	恵那市山岡町田沢 二二二五番地
岡東部土地改良区	後藤圭市		恵那市山岡町田沢 二四九四番地一
	勝昭義		恵那市山岡町上手向 二二五三番地
	後藤春夫		恵那市山岡町馬場山田 四八七番地一
	可知敏充		恵那市山岡町上手向 二二番地一
	後藤清明		恵那市山岡町田沢 三三九七番地
	水野喜文		恵那市山岡町田沢 二二三三〇番地一
	市川孝史		恵那市山岡町田沢 二二二五番地
	小木曾 央		恵那市山岡町田沢 一九六八番地一
	市川忠雄		恵那市山岡町田沢 二六五〇番地
	伊藤松美		恵那市山岡町田沢 二二六六二番地一

安藤賢史	恵那市山岡町田沢	二九八八番地
中川國雄	恵那市山岡町田沢	二六六五番地
三宅安英	恵那市山岡町上手向	一九番地
水野伝夫	恵那市山岡町馬場山田	一五二七番地三
佐々木吉郎	恵那市山岡町上手向	二〇一八番地一
伊藤和明	恵那市山岡町上手向	二二〇〇番地二
伊藤通康	恵那市山岡町上手向	二〇九六番地一
杉山昭夫	恵那市山岡町馬場山田	五五四番地
伊藤徹	恵那市山岡町馬場山田	一八五八番地
水野正敏	恵那市山岡町馬場山田	一七九三番地二
後藤正孝	恵那市山岡町馬場山田	八九六番地
後藤泰雄	恵那市山岡町馬場山田	八八四番地一

平成三十一年三月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社